

小金井市地域防災計画

概要版



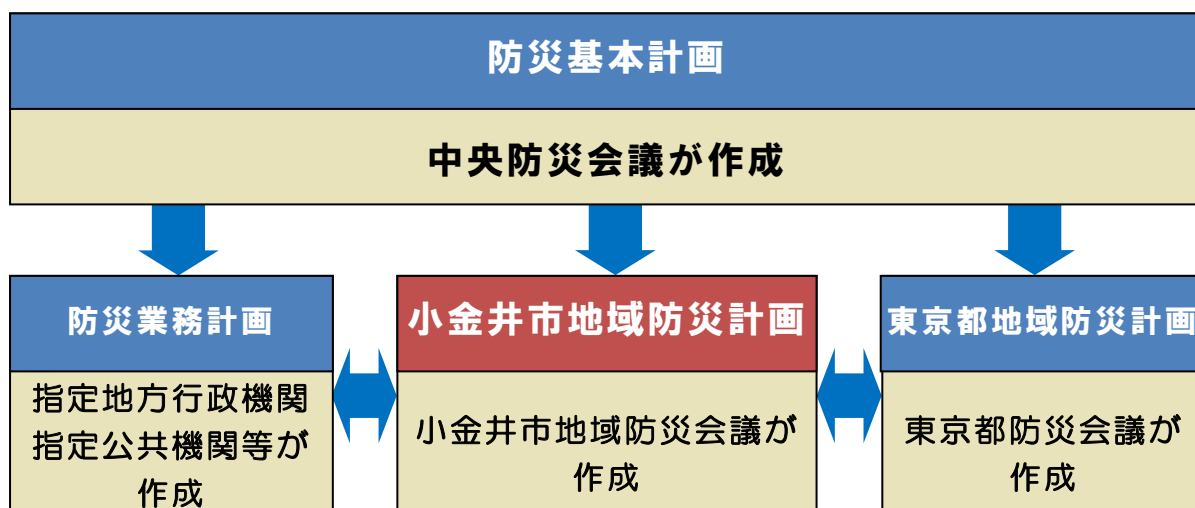
平成27年2月修正
小金井市防災会議

I 小金井市の震災対策の概要

1 地域防災計画とは

小金井市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、国の中央防災会議が作成した防災基本計画に基づき、小金井市防災会議が作成したものであり、指定地方行政機関や指定公共機関等が作成する防災業務計画及び東京都防災会議が作成する東京都地域防災計画との整合を図り、一体的に活動する計画です。

地域防災計画には、都、市区町村、消防機関だけではなく、国の機関である指定地方行政機関、運輸、通信、エネルギーに関する事業者等、防災上重要な機関である指定公共機関、指定地方公共機関、さらには、市民の皆様、事業所やボランティア団体等が災害時に実施する「予防対策」や「応急対策」、「復旧対策」を定めています。



平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、国は平成23年12月と平成26年1月に防災基本計画を再修正しました。また、東京都では平成24年4月に首都直下地震等による東京都の被害想定を見直しし、新たな被害想定で明らかになった防災上の課題や東日本大震災の教訓等を踏まえ、同年11月と平成26年7月に東京都地域防災計画を修正しました。

これらを踏まえ、本市においても発生が懸念されている多摩直下地震や立川断層帯地震等の大規模災害の発生に対する市民の不安が増し、市全体の防災力の向上が一層求められています。

このようなことから、市内の被害を最小限に食い止め、市民の生命・財産を守る、災害に強いまちづくりを目指すべく、また、国の防災基本計画や東京都の地域防災計画の修正との整合を図ることを目的とし、平成25年度及び26年度で小金井市地域防災計画の修正を行いました。

2 計画の修正の基本的な考え方

以下の修正方針を踏まえ、小金井市地域防災計画を策定しました。

地域防災計画全体の修正方針

- ①平成24年4月に公表された東京都の被害想定や小金井市の地域特性、市民等の課題認識を踏まえる。
- ②計画の構成について、震災編を中心に修正を行い、危機管理（大規模事故等）編を追加すると共に、各災害に対する対応を明確化
- ③施策（対策項目）ごとの現在の到達状況、課題、対策の方向性及び到達目標を明示すると共に、予防・応急・復旧といった災害フェーズに応じた対応策を構築
- ④東日本大震災等を踏まえて修正された国の防災基本計画における女性、要配慮者等への防災対策上の配慮などの内容、東京都地域防災計画における帰宅困難者対策や避難対策等の内容を踏まえる。

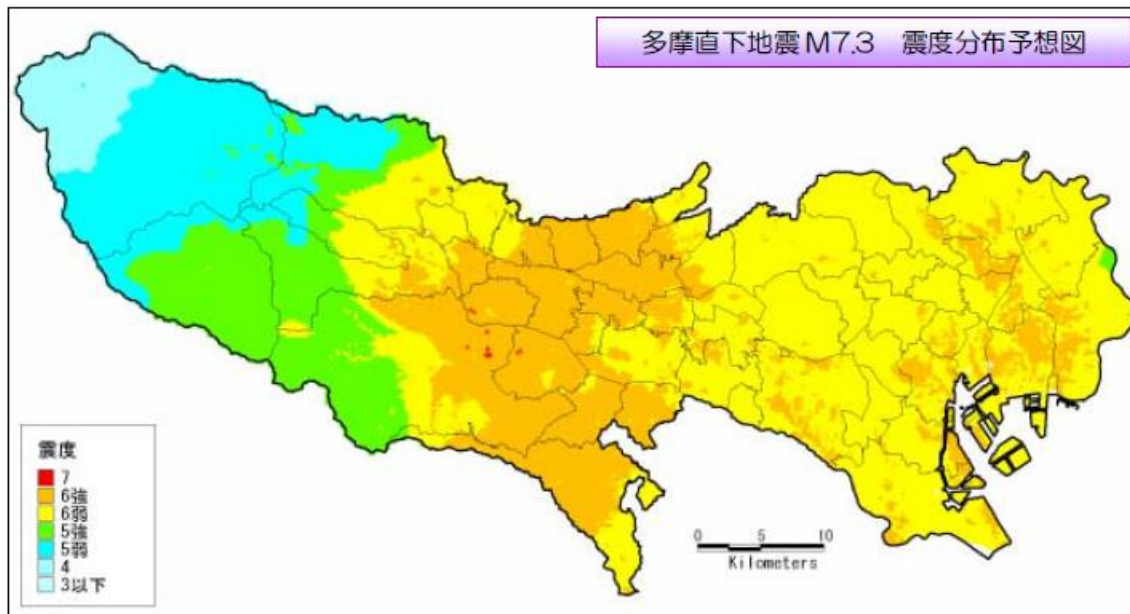
小金井市地域防災計画の主な修正点

- ◆都市基盤・応急活動拠点等の整備及び確保
（道路や建築物の耐震化等の促進、応急活動拠点等の充実及び安全化等）
- ◆初動態勢・災害対策本部機能の充実
（所掌事務及び体制の見直し等）
- ◆情報収集・伝達手段の確保
（情報収集・伝達手段の多様化、情報弱者対策等）
- ◆広域連携の強化
（都道府県の区域を越えた複数の自治体との災害時相互応援協定の締結、応援職員やボランティア等の受援体制の検討、被災地への支援計画の策定検討等）
- ◆医療救護体制の充実
（備蓄医薬品及び燃料の確保、体制等の充実等）
- ◆地域防災力の強化
（自主防災組織の育成及び活動支援、消防団の装備の充実、地区防災計画の策定等）
- ◆避難生活対策
（備蓄計画の見直し及び企業との協定の拡大、女性・乳児・高齢者等への配慮、り災証明書発行のためのシステム検討、マンホールトイレ設置の検討等）
- ◆一人暮らしの高齢者など避難行動要支援者の対策の推進
（避難行動要支援者の支援プランの推進、福祉避難所の拡充、妊産婦・乳幼児・外国人の対応の検討等）
- ◆外出者対策の充実
（帰宅困難者の一時滞在施設の充実、帰宅困難者対策条例の周知、学校・保育園における幼児・児童の保護対策強化等）
- ◆放射性物質対策
（市民の不安を払拭するための対策及び体制の充実等）
- ◆個別活動マニュアルの作成・促進
（関連マニュアルの作成及び修正、事業継続計画の検討等）

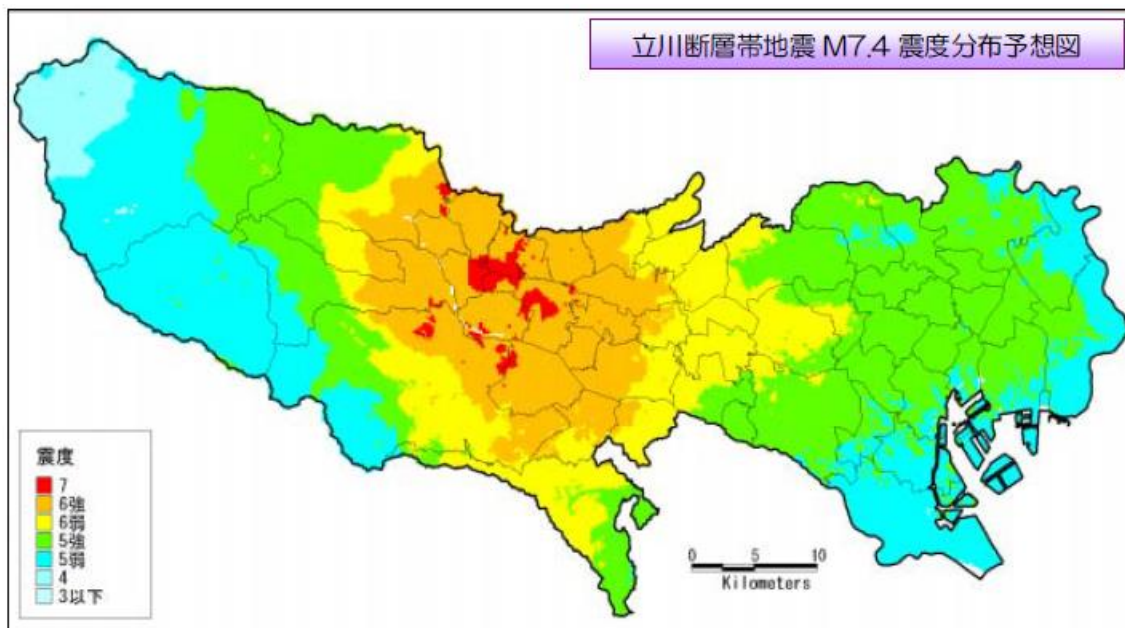
3 小金井市の新たな被害想定

東京都防災会議が平成24年4月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、小金井市への被害が甚大、かつ発生確率が高いと考えられる以下の地震を小金井市地域防災計画上の想定地震とします。

◆多摩直下地震



◆立川断層帯地震



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日東京都公表）

◆小金井市の被害想定概要

被害想定時期		H18.5 被害想定	H24.4 被害想定			
条件	地震型	多摩直下地震	多摩直下地震	立川断層帯地震		
	規模	M7.3	M7.3	M7.4		
	時期及び時刻	冬 18 時	冬 18 時	冬 18 時		
	風速	15 m/秒	8 m/秒	8 m/秒		
	人口	夜間人口	111,825 人	118,852 人	118,852 人	
		昼間人口	93,522 人	95,195 人	95,195 人	
	建物	木造棟数	26,162 棟	22,335 棟	22,335 棟	
		非木造棟数	4,776 棟	5,024 棟	5,024 棟	
	市域面積		11.33 km ²	11.33 km ²	11.33 km ²	
	震度別面積率	震度 5 弱	0.0%	0.0%	0.0%	
		震度 5 強	0.0%	0.0%	0.0%	
		震度 6 弱	100.0%	32.6%	59.2%	
		震度 6 強	0.0%	67.4%	40.8%	
	震度 7		0.0%	0.0%	0.0%	
急傾斜地崩壊危険箇所		4 か所	4 か所	4 か所		
出火件数		8 件	9 件	6 件		
人的被害	死者		19 人	64 人	46 人	
	原因別	ゆれによる建物被害等	11 人	28 人	25 人	
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	
		地震火災	3 人	35 人	21 人	
		ブロック塀等	5 人	1 人	0 人	
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	
		屋内収容物〔参考値〕	—	2 人	1 人	
	負傷者 (重傷者)		908 人 103 人	697 人 94 人	611 人 69 人	
	原因別	ゆれによる建物被害等	33 人	52 人	46 人	
		急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	
		地震火災	31 人	35 人	16 人	
		ブロック塀等	9 人	7 人	7 人	
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	
		屋内収容物	30 人	9 人	5 人	
物的被害	建物全壊		550 棟	725 棟	645 棟	
	原因別	ゆれ	543 棟	723 棟	643 棟	
		液状化	0 棟	0 棟	0 棟	
		急傾斜地崩壊	7 棟	2 棟	2 棟	
	建物半壊		—	2,515 棟	2,571 棟	
	原因別	ゆれ	—	2,510 棟	2,566 棟	
		液状化	—	0 棟	0 棟	
		急傾斜地崩壊	—	5 棟	5 棟	
	地震火災(倒壊建物含む) (焼失率)		3,594 棟 —	1,974 棟 7.7%	1,149 棟 4.5%	
	ライフライン	電力(停電率)		12.3%	12.9%	9.6%
		通信(不通率)		10.2%	7.7%	4.9%
		ガス (低圧ガス供給支障率)		0.0%	50.0%~100.0%	0.0%~98.0%
		上水道(断水率)		26.3%	42.8%	36.6%
		下水道(管きよ被害率)		17.7%	23.6%	22.5%
その他	避難人口		21,955 人	30,495 人	25,170 人	
	避難者	避難所生活者数	—	19,822 人	16,361 人	
		疎開者数	—	10,673 人	8,810 人	
	徒歩帰宅困難者(※)		12,332 人	22,652 人	22,652 人	
	滞在者		—	80,649 人	80,649 人	
	閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数		33 台	8 台	7 台	
	災害時要援護者死者数		5 人	38 人	28 人	
	自力脱出困難者		86 人	208 人	185 人	
震災廃棄物		21 万 t	25 万 t	22 万 t		

(※) 平成 20 年に実施したパーソントリップ調査における区内滞留者の最も多い時間帯 14 時を基に算定されている。

(資料:「首都直下地震による東京の被害想定」(東京都防災会議、平成 18 年 5 月)、「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議、平成 24 年 4 月))

4 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

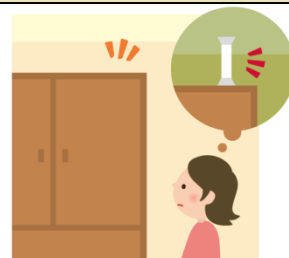
市では、以下のとおり減災目標を定め、東京都、防災関係機関、市民及び事業者等と協力して、災害対策を推進し、着実な防災力の向上を図ります。

「目標1 死者を6割以上減少させる」

- 1 建物の倒壊による死者を6割以上減少させる。
- 2 火災による死者を6割以上減少させる。
- 3 建物の全壊・焼失棟数を6割以上減少させる。

（主な対策）

- 建物の耐震化、家具類の転倒防止
- 消防力の充実・強化
- 市民や事業所の火災対応力の強化
- 高齢者等の避難支援体制の強化など



「目標2 避難者を6割以上減少させる」

自宅や事業所で生活を継続できる自助・共助の推進により、避難者を6割以上減少させる。

（主な対策）

- 建物の耐震化、消防水利の充実
- 備蓄等の自助の推進
- 避難所以外への情報・食料・水の提供の仕組みづくりなど

「目標3 迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する」

- 1 市の危機管理体制と関係防災機関等との連携により、迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する。
- 2 災害対策拠点の機能強化を図り、発災後における災害対策において確実に機能が発揮できるようにする。

（主な対策）

- 初動態勢の整備、実践的訓練の実施
- 避難情報の伝達体制の強化
- 学校・保育園等における幼児・児童の保護対策強化
- 総合的な医療体制の充実など



「目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する」

＜ライフラインの復旧目標＞

電力：7日以内、通信：14日以内、ガス：60日以内、上水道：30日以内、下水道：30日以内

ライフラインの復旧目標に基づき早期回復に努めるとともに、自宅での生活継続ができる自助・共助の推進等を進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

（主な対策）

- ライフラインの耐震化、復旧体制の整備
- り災証明書発行のためのシステムの検討など

「目標5 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する」

- 1 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する。
- 2 保護者が帰宅困難となった場合の子どもの保護等の対策を推進する。

（主な対策）

- 各事業所における備蓄の推進、一斉帰宅の抑制
- 一時滞在施設の確保
- 災害時帰宅支援ステーションの充実など



5 計画の構成

小金井市地域防災計画（平成27年2月修正）は、「震災編」「風水害編」「危機管理（大規模事故等）編」及び「資料編」で構成されています。

	構 成	内 容
震災編	第1部 災害に強い小金井市を目指して	計画の前提や基本方針を記載
	第2部 施策ごとの具体的計画	災害に備え、事前に取り組むことや災害発生時の応急復旧対策について記載
	第1章 市民と地域の防災力の向上	
	第2章 地震に強い都市づくり	
	第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	
第4章 本部体制及び応急対応力の強化		
第5章 情報通信の確保		
第6章 医療救護等対策		
第7章 帰宅困難者対策		
第8章 避難者対策		
第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進		
第10章 放射性物質対策		
第11章 住民の生活の早期再建		
	第3部 災害復興計画	復興の方針・プロセスを記載
	第4部 東海地震事前対策	東海地震の発生に向けた対応を記載
風水害編		風水害時の対応を記載
危機管理（大規模事故等）編		大規模事故発生時の対応を記載
資料編		各種資器材整備状況、規則、協定書等を記載

II 震災編

第1部 災害に強い小金井市を目指して

市、市民、事業者の基本的責務について、以下のとおり定めました。

◆基本理念

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす市とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくことが欠かせません。

◆市の責務（公助）

市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保し、震災後の市民生活の再建・安定、並びに都市の復興を図ります。

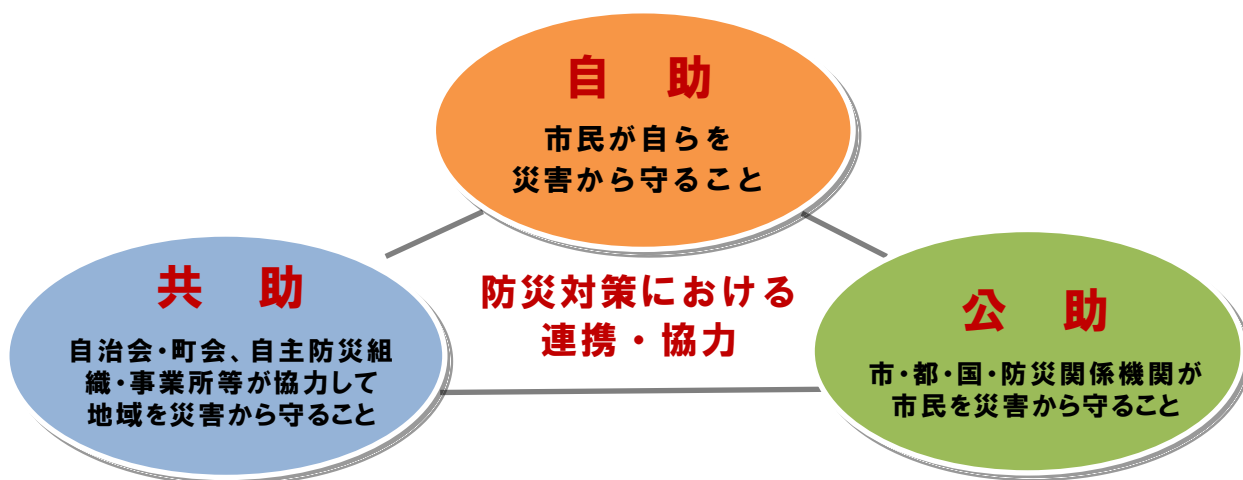
また、市は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため、必要な体制の確立及び資器材の整備に努めます。

◆市民の責務

市民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めます。

◆事業者の責務

事業者は、災害対策事業及び地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市機能の復興を図るため、最大の努力を払います。



第2部 施策ごとの具体的計画

① 市民と地域の防災力の向上

<到達目標>

- 全市民が自助の備えを講じること
- 自主防災組織の結成数の向上及び避難行動要支援者への避難支援体制の構築
- 地域との連携を含む事業所防災体制の強化
- 円滑なボランティア活動の推進
- 消防団活動体制の充実による消防力の向上

<取り組みの方向性>

- 備蓄、耐震化による家屋の安全対策、家具の転倒・落下防止対策の推進、防災訓練への参加等を推進
- 必要な防災意識の啓発や総合的な防災教育の推進を図るとともに障がい者や外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進
- 自主防災組織の結成を促進するとともに、支援内容を充実強化
- 避難行動要支援者の避難支援体制の構築を推進
- 事業所防災計画の作成促進、防災訓練等への参加による事業者と地域の防災力向上を促進
- 災害時における大学と地域の連携促進
- 社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともにボランティア活動体制の強化を推進
- 消防団への資器材等の装備品の充実と対応能力の向上

◆自助による市民の防災活動

- 建築物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
- 水（1日一人3Lを目安）・食料・医薬品・携帯ラジオ等、非常持出用品や簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 市・都及び自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 要配慮者がいる家庭における市民組織、消防署、交番等への事前の情報提供
- 地域設置消火器等及び救助資器材の点検、設置場所等の確認
- 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災等への寄与



◆町会・自治会、自主防災組織の防災活動

- 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- 初期消火、救出救助、応急救護、避難等各種訓練の実施
- 消火、救助、炊出資機（器）材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄
- 地域設置消火器及び救助資器材の点検、設置場所の確認と地域住民への周知
- 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
- 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- 行政との連携・協力体制の整備



◆事業所の防災活動

- 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定
- 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映
- 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等、地域社会の安全性向上対策
- 小金井市商工会、東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「行動ルール」の遵守
- 事業所自衛消防隊の防災体制の充実、強化
- 事業所防災計画の作成



②地震に強い都市づくり

<到達目標>

- 地震に強いまちづくり
- 建築物の耐震化及び安全対策の促進
- 延焼等の防止



<取り組みの方向性>

- 延焼遮断帯、避難道路及び避難場所、備蓄倉庫等、防災拠点の整備、生け垣化等への誘導を支援
- 建築物の不燃化、耐震化への誘導を支援
- 行き止まり道路の解消、主要生活道路の整備、公園の整備や農地の保全等、身近な避難場所や避難道路を整備
- ライフライン施設の耐震性、代替性の確保及び無電柱化を推進
- 避難、救急救助、救護活動等の情報ネットワークを構築
- 住宅や民間特定既存耐震不適格建築物、特定緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震診断、耐震改修等を促進
- 家具等の転倒・落下・移動防止対策への積極的な意識啓発を推進
- 消防水利及び地域の消火用水を確保
- 消火器、消防用設備、消火資機材等の適正な設置、消防活動体制の整備強化

③安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

<到達目標>

- 幹線道路網の整備及び特定緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化
- 水道・下水道施設の耐震化
- 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

<取り組みの方向性>

- 道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保、交通規制、鉄道の安全確保と早期復旧、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後も交通機能を維持
- 水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までのバックアップ機能確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等ライフライン機能確保に向けた対策の実施
- 公共施設等の自立分散電源の確保及び非常用発電機等の燃料確保の取組を推進
- 発災後も市民生活を維持できる再生エネルギー活用等の取組を促進

④本部体制及び応急対策力の強化

<到達目標>

- 実効性の高い初動・本部配備態勢の構築
- 計画の修正に踏まえた事業継続体制等の強化
- 遠隔地の自治体を含めた自治体等との連携強化に向けた関係強化
- 救出活動や復旧活動等の拠点の確保、整備
- 被災地等支援体制の確立

<取り組みの方向性>

- 小金井市（多摩東部地域）で震度5弱以上の地震が発生した場合は、全職員が参集することとし、速やかに小金井市災害対策本部を設置できるように規定
- 消防、警察、自衛隊等との連絡調整機能を強化
- 事業継続計画や受援計画の策定により事業継続体制を強化
- 遠隔地との協定の締結及び近隣自治体等との連携を推進
- 応急活動拠点としての利用について、都と協議を推進
- 被災した地域の事情や要望に対応した実行可能な範囲での的確かつ効果的な支援体制の整備

⑤ 情報通信の確保

<到達目標>

- 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の確保
- 住民等への情報提供手段の整備
- 安否確認ツールの利用の拡大

<取り組みの方向性>

- 防災行政無線のデジタル化による機能強化等、行政機関内部及び外部機関との情報連絡体制を強化
- 新たな情報提供ツールの活用を推進するとともに、要配慮者や情報弱者等に配慮した、住民のニーズに合わせた情報提供方法等の構築
- 災害伝言ダイヤル等の安否確認ツールの利用経験の促進



⑥ 医療救護等対策

<到達目標>

- 災害医療コーディネーターと医療救護活動拠点が連携した災害医療体制を構築
- 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築
- 病院等の耐震化促進及び災害拠点病院・医療拠点病院との連携
- 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実
- 検視・検案体制の構築

<取り組みの方向性>

- 小金井市災害医療コーディネーターと医療救護活動拠点が連携した初動医療体制を確立
- 関係各部・消防・警察・自衛隊等と連携し、医療救護活動を推進
- 東京都及び医療関係団体と連携し、医薬品の供給体制を強化
- 市内の医療機関との連携体制、各医療機関におけるライフライン機能等の強化
- 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実
- 民間事業者等と連携して取り組む体制の整備

⑦ 帰宅困難者対策

<到達目標>

- 帰宅困難者対策条例の周知徹底
- 一時滞在施設の量的拡大
- 帰宅支援対策の充実強化
- 安否確認ツールの周知及び情報提供手段の整備
- 帰宅困難者の子ども等の安全確保体制の確立

<取り組みの方向性>

- 帰宅困難者対策条例を市民及び事業者周知
(従業員への帰宅抑制、3日分の水・食糧等の備蓄、駅・大規模集客施設利用者の保護、学校等における児童・生徒等の安全確保)
- 一時滞在施設の確保
- 帰宅支援対策の充実
- 情報通信基盤の整備
- 帰宅困難者の子ども(園児・児童・生徒)等の安全確保体制の確立



⑧ 避難者対策

<到達目標>

- 要配慮者への支援体制整備 ○避難所の確保
- 女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

<取り組みの方向性>

- 住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進
- 民間施設の活用を含め避難場所、避難所の指定拡大
- 避難所のマンホールトイレ等必要な設備の改修
- 避難所における安全性の確保や女性や要配慮者のニーズに応じた運営体制の整備



⑨ 物流・備蓄・輸送対策の推進

<到達目標>

- 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築 ○備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
- 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

<取り組みの方向性>

- 新たな被害想定に基づき備蓄物資を確保し、特に女性・乳幼児・高齢者等の個別ニーズに対応
- 事業者との災害時協定の締結を推進
- 都の応急給水施設や仮設給水栓等から、町会・自治会等が円滑に応急給水活動を開始できるよう体制を整備
- 市立小・中学校への震災対策用井戸の設置、民間所有の震災対策用井戸の拡充
- 備蓄倉庫の増設や施設等での備蓄スペースの確保
- 地域内輸送拠点や備蓄倉庫から各避難所への円滑な物資輸送体制の整備

⑩ 放射性物資対策

<到達目標>

- 庁内、関係防災機関との情報連絡体制の強化・構築
- 適切な情報提供による市民の不安の払拭

<取り組みの方向性>

- 庁内体制の強化と関係機関との情報連絡体制の構築
- 市民の不安払拭のための情報提供策の構築

⑪ 住民の生活の早期再建

<到達目標>

- 生活再建のための「り災証明書」発行手続き等の迅速化
- 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保 ○ごみ・がれきの広域処理体制の構築
- 応急仮設住宅の供給

<取り組みの方向性>

- 都のり災証明書発行を支援するシステムの導入に向けた検討
- 義援金を迅速に配分できる体制を構築
- 下水道管被害を最小化するために下水道管の耐震化を推進
- 避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備の改修を行う。
- 災害用トイレの確保（多様な災害用トイレの備蓄及び民間との災害協定締結等の検討）
- し尿の収集・運搬に関する調整の推進
- ごみ・がれきの集積場所の確保、広域処理体制の構築
- 都と連携した応急仮設住宅の供給

第3部 災害復興計画

速やかに復興に関する方針を定めて復興を進めるために、以下の項目について示しました。

- 復興の基本的考え方
- 復興組織・体制の整備
- 災害復興総合計画の策定
- 地域力を活かした分野別の復興プロセス

第4部 東海地震に係る警戒制限に伴う対応措置

東海地震に関連する調査情報が発令された場合に、地震被害の発生防止又は被害の軽減を図るために以下の項目について示しました。

- 東海地震事前対策の考え方や、市、都及び関係防災機関の役割
- 災害予防対策
- 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置
- 警戒宣言時の応急活動態勢
- 市民・事業所等のとるべき措置

III 風水害編

近年多発する局所的集中豪雨等に対応するため、大規模水害時の広域避難対策や、災害対応力強化の取組を示しました。

災害予防計画

- 洪水対策
- がけ崩れ対策
- 都市型水害対策
- ライフライン施設及び道路、交通施設対策
- 地域防災力の向上
- 訓練計画

災害応急・復旧対策計画

- 応急活動体制の確立
- 情報の収集・伝達
- 水防及び土砂災害対策
- 避難勧告・避難指示等

IV 危機管理編

災害対策基本法に定義される大規模事故等を基本とし、広く市民の生命、身体、財産を脅かす危機を対象に、その初動態勢、応急対策等の危機管理対策を定めました。

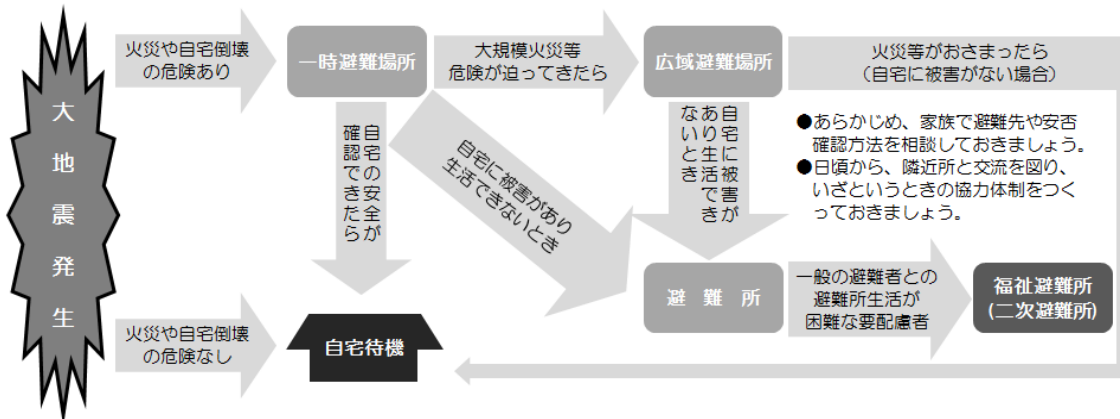
市の危機管理体制

- 組織体制
- 危機管理対策本部
- 初動態勢
- 危機管理対応計画の作成

対象とする危機別の対応

航空機事故、ガス事故、大規模停電、大規模断等、大雪対応、NBC 災害について、対象とする危機別に、予防対策、応急対策を示した。

大地震発生時の対応（イメージ）



■避難場所等一覧

一時（いっとき）避難場所 および 避難所

名称	所在地	一時	避難所	名称	所在地	一時	避難所
小金井第一小学校	本町1-1-6	○	○	小金井第二中学校	中町1-8-25	○	○
小金井第二小学校	桜町2-3-58	○	○	東中学校	東町1-5-33	○	○
小金井第三小学校	梶野町5-7-1	○	○	緑中学校	緑町2-11-47	○	○
小金井第四小学校	貴井南町3-9-1	○	○	南中学校	貴井南町1-26-1	○	○
東小学校	東町4-25-6	○	○	東京電機大学中学校・高等学校	梶野町4-8-1	○	
前原小学校	前原町3-4-22	○	○	法政大学緑町グラウンド	緑町3-11-15	○	
本町小学校	本町5-29-21	○	○	上水公園運動施設	桜町2-2-31	○	
緑小学校	緑町4-15-39	○	○	中央大学付属中学校・高等学校	貴井北町3-22-1	○	
南小学校	前原町2-2-1	○	○	都立多摩科学技術高等学校	本町6-8-9	○	
小金井第一中学校	桜町2-3-15	○	○	梶野公園	梶野町5-10	○	

広域避難場所

名称	名称
都立武蔵野公園（都立野川公園、国際基督教大学高等学校を含む）	東京学芸大学
東京農工大学（栗山公園を含む）	多磨霊園
都立小金井公園	

■その他の指定施設

福祉避難所（二次避難所）

名称	所在地	名称	所在地
小金井保育園	本町5-6-9	小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター	本町2-10-13
くりのみ保育園	東町3-1-16	特別養護老人ホーム つきみの園	中町2-15-25
さくら保育園	貴井北町3-30-6	介護老人保健施設 小金井あんす苑	前原町5-3-24
わかだけ保育園	前原町3-11-12	特別養護老人ホーム 桜町聖ヨハネホーム	桜町1-2-24
けやき保育園	梶野町1-2-3	桜町高齢者在宅サービスセンター	桜町1-9-5
小金井生活実習所	桜町2-4-3	福祉NPOうてな	本町5-37-8
小金井市障害者福祉センター	緑町4-17-10	介護老人保健施設 秋桜	前原町4-4-47
小金井市児童発達支援センター	梶野町1-2-3	ルーテル学院大学	三鷹市大沢3-10-20
小金井おもちゃライブラリー	前原町2-14-4		

一時滞在施設

名称	所在地	名称	所在地
公民館東分館	東町1-39-1	都立小金井北高等学校	緑町4-1-1
総合体育館	梶野町1-13-1	都立多摩科学技術高等学校	本町6-8-9
小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）	本町6-14-45	独立行政法人 情報通信研究機構	貴井北町4-2-1
江戸東京だてもの園（都立小金井公園内）	桜町3-7-1		

災害拠点病院（都指定）

名称	所在地
都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29

医療拠点病院（市指定）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
小金井太陽病院	本町1-9-17	桜町病院	桜町1-2-20

医療救護活動拠点・災害薬事センター

名 称	所 在 地
小金井市保健センター	貫井北町5-18-18

医療救護所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
都立多摩科学技術高等学校	本町6-8-9	私立武蔵野東中学校	緑町2-6-4

※ 仮救護所：小金井消防署（本署・緑町出張所）

応急給水拠点

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
梶野浄水所	梶野町5-10-33	上水南浄水所	小平市上水南町3-12-36

遺体収容所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
公民館緑分館	緑町3-3-23	東小金井駅開設記念会館（マロンホール）	東町3-7-21

ボランティア活動拠点

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
小金井市福祉会館	中町4-15-14	栗山公園健康運動センター	中町2丁目21-1

緊急物資輸送拠点

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
小金井市総合体育館	関野町1-13-1	小金井市役所第2庁舎駐車場	前原町3-41-15

仮設住宅の建設予定地

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
市立栗山公園	中町2-21	市立三楽公園	貫井南町3-6
市立小長久保公園	本町3-13		

がれきの置き場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
中間処理場	貫井北町1-8-25	小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所	中町3-19-16





小金井市地域防災計画 概要版

平成27年2月

発行：小金井市総務部地域安全課

住所：東京都小金井市本町 6-6-3

電話：042-387-9807（直通）